

基 発 第 0124002 号
平成 20 年 1 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 19 年度中央労働基準監察結果の概要について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図られたい。

なお、本監察結果の概要は、外部に公表することを前提としているものではないので、取扱いについては十分注意されたい。

また、労働基準部及び各署配布分については、別途それぞれ送付することとしているので了知されたい。

平成19年度中央労働基準監察結果の概要

平成20年1月

厚生労働省労働基準局

目 次

概況	1
第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開	2
1 行政課題の把握	2
2 各部署間の連携	2
第2 主要対策の推進状況	2
1 雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件の確保対策	2
(1) 非正規労働者	2
(2) 派遣労働者及び業務請負労働者	3
2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための対策の推進	3
(1) 長時間労働の抑制に向けた対策	3
(2) 過重労働による健康障害防止のための対策	4
3 労働者の安全と健康確保のための対策の推進	5
(1) 労働災害の減少に向けた対策の推進	5
(2) 危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステム の普及促進等	6
(3) アスベストによる健康障害を始めとした職業性疾病予防対策の推進	7
(4) メンタルヘルス対策等の推進	8
4 一般労働条件の確保・改善対策の推進	8
(1) 一般労働条件の確保・改善対策	8
(2) 労働時間管理の適正化の徹底	10
5 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	10
6 最低賃金制度の適正な運営	10
(1) 最低賃金の周知等	10
(2) 最低賃金の履行確保のための監督指導	11
7 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	11
(1) 技能実習生	11
(2) 自動車運転者	12
8 労働時間等の設定の改善の促進	12
第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況	13
1 年間監督指導計画の策定状況	13
2 年間安全衛生業務計画の策定状況	14
3 監督指導計画と安全衛生計画の調整	14
第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況	15
1 申告・相談事案への対応	15

2	監督指導業務の実施状況	15
(1)	監督指導の実施状況	15
(2)	司法処理の取組状況	16
3	安全衛生業務の実施状況	17
第5	その他	18
1	事務の簡素・合理化等への取組状況	18
2	地方労働基準監察制度の運営状況	18

概 況

平成 19 年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものを除く。）に係る中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、東京、大阪を始めとする 29 の都道府県労働局（以下「局」という。）及びその管下の 40 の労働基準監督署（以下「署」という。）に対し、①地方労働行政運営方針等を踏まえた、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題の選定と重点指向に徹した業務運営の状況、②総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた、労働基準部と局内他部室との連携、労働基準部内各課室・署内各課（方面）の連携及び局の署に対する指導調整並びに局・署の各級管理者による進行管理等の状況、③監督指導業務の運営に当たり、臨検監督業務量の最大限の確保を図りつつ、監督件数のみに偏重することのない実効ある監督指導の実施、④過去の中央監察において指摘された事項に対する対応状況、⑤上記事項が適切に行われていない場合の原因究明及び対応状況、⑥局・署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項の有無及びその業務運営の状況について実施した。

その結果をみると、申告・相談件数が引き続き高水準で推移するとともに、労働力供給の構造と勤労者意識が変化し、雇用・就業形態の多様化が進展している状況下において、総じて各局とも、本年度の地方労働行政運営方針等を踏まえ、管内における行政需要を的確に把握し、各部署間の連携を図りながら重点的かつ効果的な行政運営に努めており、特に、派遣労働者や業務請負労働者の労働条件の確保及び過重労働による健康障害の防止などについて積極的な業務運営を図っている状況がみられる。

しかしながら、一方では、厳しい定員事情の中、局からの適切な指導調整の下で局・署が一体となって各種対策を着実に、かつ効率的に推進するという観点及び行政の重点課題等として社会的関心が高い対策をより積極的に推進するという観点から、なお改善を要する事項が少なからず認められる。

このため、監察結果の概要として、下記のとおり、今後において行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項を取りまとめるとともに、独自に創意工夫を凝らして取り組んでいる事項など、各局の行政運営上参考になり得ると考えられる事項を取りまとめたところである。

本年度、中央監察の対象となった局はもとより、対象とならなかった局においても、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図ることが求められる。

記

第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開

1 行政課題の把握

・総じて各局とも、申告・相談の状況、労働災害の発生状況、各種届出の状況、監督指導結果等の行政実績など各種情報を収集し、これらを総合的に分析することにより、管内の重点課題を的確に把握し、効果的な対策を講じようと努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、管内の直近数か月間の労働災害発生状況を把握していないもののほか、次のような問題点がみられる。

ア 輸送用機械等製造業における労働災害が前年比で倍増している局又は第6次粉じん障害防止総合対策の期間中におけるじん肺新規有所見者数が前次計画期間中の約1.6倍に増加している局において、効果的かつ機動的な対策を講じようとする意識が希薄なため、その背景にある原因・問題点を的確に把握・分析していないもの

イ 陸上貨物取扱業においてフォークリフトによる労働災害が増加したことから、当該業種を重点対象として同種災害の防止対策を推進しているが、同様の状況が懸念される道路貨物運送業における同種災害の発生状況について把握・分析を行っていないもの

2 各部署間の連携

各局とも、労働基準部内、署内の各部署及び局・署の連携並びに局内他部室や公共職業安定所（以下「所」という。）との連携を図りながら、総合的な労働行政を展開しようと努めており、例えば、多くの局において労働者派遣、業務請負の適正化のため、職業安定行政（以下「安定行政」という。）と連携し、共同監督、集団指導、自主点検等を積極的に実施しており、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 大規模地震の対応に当たり、局と署・所が連携しながら、地震発生直後の閉庁日に現地での窓口相談を行うなど、過去の大規模地震の体験を活かした的確な対策を講じたほか、地震により生じた原子力発電所やアスベストの問題に対しても迅速、的確に対応しているもの

イ

第2 主要対策の推進状況

1 雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件の確保対策

(1) 非正規労働者

[REDACTED]

しかしながら、少なからぬ局においては、有期契約労働者及び短時間労働者の労働条件の確保について、監督指導時に確認したかどうかは監督復命書からは不明であるにもかかわらず、署管理者がその決裁時に監督官から直接確認する等の必要な対応を行っていないものなど、いまだその取組が低調である状況がみられる。

(2) 派遣労働者及び業務請負労働者

総じて各局とも、派遣労働者及び業務請負労働者の労働条件の確保については、最重点課題の一つとして位置付け、日雇い派遣労働者に係る違法な賃金控除の問題の是正を念頭に置いた監督指導を行うなど積極的な取組を行っている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア [REDACTED] 安定行政が事務局となった派遣元及び派遣先事業場を対象としたセミナーにおいて指導を行うとともに、派遣元事業場に対する労働条件自主点検等を実施しているもの

イ 署において、労働者派遣事業者及び業務請負業者について、安定行政からの情報のほか、[REDACTED] 幅広く該当事業場を把握し、労働基準関係法令はもとより、安定行政からの説明も加えた総合的な労働条件確保のための集団指導を開催しているもの

しかしながら、一部の局においては、[REDACTED]

[REDACTED] がみられる。

2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための対策の推進

(1) 長時間労働の抑制に向けた対策

総じて各局とも、長時間労働の抑制に向けた対策については、監督指導時において、時間外労働協定届の労働者への周知についての的確な指導を実施するとともに、限度基準に適合していない時間外労働協定届を返戻した事業場に対しては、再提出の指導を行うなどの的確な窓口指導に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、依然として、時間外労働協定届の窓口指導において、①4月から6月までの3か月間、限度基準超えの協定届の返戻指導がほとんど行われていないもの、②協定当事者である労働者代表が工場長など管理監督者の疑いがある役職者であるものについて、実質上の要件に適合しているか否か十分な確認を行うことなく受理しているもの、③署として不備返戻の記録を1年以上も整理していないなど、不備返戻後における再提出の有無等の把握が担当者任せとなっているものなどがみられる。

(2) 過重労働による健康障害防止のための対策

各局とも、過重労働による健康障害防止のための総合対策（以下「過重労働対策」という。）については、最重点課題の一つとして位置付けて推進しており、例えば、過重労働に係る情報については、労働者の健康確保上早急に対応すべきとの基本的認識の下、最優先で的確な監督指導を実施するなど積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 過重労働に対する指導を行った事業場について、
指導・改善状況を整理した管理簿を作成し、事業場における対策の推進状況を管理しているもの

イ
過重労働対策及びメンタルヘルス対策が十分でないことが明らかとなったことから、経営トップ及び産業医を対象として両対策に係る内容を盛り込んだセミナーを開催しているもの

ウ
しかしながら、少なからぬ局においては、

一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア について、的確に監督指導を

実施しようとする意識が希薄であるため、対象事業場を適切に管理しておらず、必要な監督指導を実施していないもの

イ

監督復命書に労働時間の実態、健康確保措置の状況が的確に記載されていないものについて、署管理者において適切な指導を行っていないもの

ウ

3 労働者の安全と健康確保のための対策の推進

(1) 労働災害の減少に向けた対策の推進

多くの局において、創意工夫を凝らしながら効果的な労働災害防止対策の展開に努めている状況がみられ、中には、次のような積極的な取組を行っているものがみられる。

ア ①県内の基幹産業である造船業において、昨年5件の死亡災害が発生したため、大手・中堅の造船業13社の経営首脳を集めた研修会を開催し、労働局長から直接、安全管理の徹底について要請を行ったほか、約160の造船関連事業場に対する集中監督を実施し、その結果も広報し大きく報道されているもの、②経営トップによる安全衛生方針を表明している大規模製造業の事業場に対して、その具体的内容を把握するためのアンケートを実施し、これを取りまとめ、中小規模製造業の経営者に対する啓発に活用しているものなど、経営トップへの働きかけを念頭に置いた取組を行っているもの

イ 建設業において死亡災害が急増したため、現場所長に対し「今月私はこうします!」という安全宣言を掲示させる「現場所長「安全宣言」運動」の取組を、災害防止団体等の協力を得て積極的に進めるとともに、重点的な監督指導等を行うなどによって、建設業の死亡災害を前年比で約3割減少させる成果を上げているもの

ウ 食料品製造業と金属製品・機械器具製造業における「はさまれ・巻き込まれ災害」及び建築工事業における「墜落・転落災害」を対象とする労働災害防止3か年計画を策定し、局においては各対象に応じた自主点検表を兼ねたパンフレットを作成し、署においては同パンフレットを活用した自主点検や集団指導、さらには個別指導を実施するなど、期間中に局署で集中的な対策を講じた結果、各対象について労働災害が相当数減少したもの

エ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会県支部に働きかけて、「追突・墜落災

害ゼロ安全宣言 43,000 人」運動を実施させ、多くの関係事業者及び労働者に「私の安全一言宣言」を行わせる等により、無災害に向けた気運の醸成を図っているもの

オ 都道府県警察本部に依頼して、年間 18 回開催される安全運転管理者等の講習会において交通労働災害防止についての説明時間を確保し、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知・徹底を図っているもの

カ 高速道路の管理運営会社 2 社に依頼して、荷役作業時の墜落防止などを記載したリーフレットを高速道路パーキングエリアに配置し、トラック運転者に対する労働災害防止の周知に努めているもの

しかしながら、一部の局においては、木造家屋建築工事における労働災害が増加している状況の中で、当該労働災害防止を目的として各職種別団体等で構成されている安全対策協議会が開催されていないにもかかわらず、この自主的な取組の活性化を図らせる等の取組を行っていないものなど、労働災害の増加に対して、特段の対策を講じようとしていないものがみられる。

(2) 危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等

多くの局においては、危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）については、管内の普及状況の把握を行うとともに、主要事業場を中心としたマネジメントシステム推進協議会の設立や既に導入した企業における実例を記載した分かりやすい啓発用資料集の作成など、その普及促進に努めている状況がみられ、中には、次のような積極的な取組を行っているものがみられる。

ア 署において、労働者数 100 人以上の製造業の事業場で構成する協議会を設立させ、会員事業場における危険性又は有害性等の調査等の 3 年以内の導入を目標として掲げ、その実現に向けて、集団指導及び自主点検の実施、取組状況の確認、モデル事業場の育成等計画的な取組を進めているもの

イ 全署において、すべての建設地場店社を対象とした危険性又は有害性等の調査等の集団指導を数回にわたり実施し、その際には、少人数の班に分かれて脚立作業における安全を題材としたリスク評価の演習を行わせるなどの実効ある取組を行っているもの

ウ 各事業場の安全衛生管理状況を点数化し評価することを目的とした自主点検「やってみよう！マネジメントシステム」の実施を勧奨するとともに、点検の結果、一定点数以上の事業場に対しては、マネジメントシステム導入モデル事業場として育成すること

エ

[REDACTED]

しかしながら、一部の局においては、危険性及び有害性等の調査等及びマネジメントシステムの普及促進に係る取組について、いまだ局・署において体系的な取組が行われていないもの、局では一定の取組を行っているものの署における取組方針を示していないもの、局が署の取組状況を把握しておらず必要な指導を行っていないものなどがみられるほか、

[REDACTED]

適切な指導を行っていないものなどがみられる。

(3) アスベストによる健康障害を始めとした職業性疾病予防対策の推進

アスベストによる健康障害防止対策については、総じて各局とも、アスベストが使用されている建築物等の解体等の工事（以下「アスベスト解体工事」という。）について、地方公共団体との連携により現場の把握に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 大気汚染防止法及び建設リサイクル法に基づき届出が行われたアスベスト解体工事の現場について、地方公共団体に働きかけ、局への情報提供窓口を一本化することにより連絡調整の円滑化を図っているもの

イ

[REDACTED]

しかしながら、一部の局においては、地方公共団体への働きかけに当たっての局・署の役割分担が明確になっておらず、大気汚染防止法及び建設リサイクル法に基づき届出が行われたアスベスト解体工事現場の把握が行われていないものがみられる。

また、アスベストによる健康障害以外の職業性疾病予防対策については、総じて各局とも、粉じん障害防止対策を中心として、計画的に推進している状況がみられ、中には、社会福祉施設における労働災害が増加している状況に堪がみ、老人保健施設の腰痛対策に焦点を絞って、県担当部局と連携した自主点検を実施するとともに、その結果を活用して集団指導を実施しているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 第6次粉じん障害防止総合対策において、対象事業場名簿を作成しているものの、対象事業場における具体的な粉じん作業の内容を把握していないものの、
[REDACTED] 的確な対策の推進が図られていないもの

イ 管内事情からみて振動障害の防止が最重点課題の一つであるとして「振動障害防止推進計画」を策定したにもかかわらず、当初に振動工具の使用状況等の調査を実施し基礎資料の整備を行ったのみで、その後同計画に基づく特段の対応を行っていないもの

(4) メンタルヘルス対策等の推進

総じて各局とも、メンタルヘルス対策等を始めとする健康の保持増進対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知等に努めている状況がみられ、中には、次のような積極的な取組を行っているものもみられる。

ア 自殺率が高いという管内事情を踏まえ、局、県、経営者団体、労働基準協会、産業保健推進センター、医師会等により構成された産業保健連絡協議会及び医師会産業医部会の共催により、産業医や衛生管理者等を対象としたメンタルヘルスケア研修会を開催しているもの

イ 局、県、産業保健推進センター、大学医学部、医師会、臨床心理士会等の関係機関を構成員として、産業保健と地域医療の連携を図った「職域メンタルヘルスネットワーク」を構築し、当該ネットワークにおいて専門医療機関等も記載した対応マニュアルを作成しているもの

ウ 労働衛生週間の説明会において、事業場又は労働者を対象とした心の健康対策に関するアンケート調査を実施し、1,000を超える回答を得てこれを取りまとめるとともに、2年前に実施した同一調査の結果との比較を公表することによって、大きくマスコミに報道されているもの

エ 労働者が相談しやすいよう、県医師会等に働きかけを行い、地域産業保健センター及び県医師会館において、週1回、メンタルヘルスの専門医による夜間相談窓口を設けているもの

オ 署が主体となって、保健所、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び労働基準協会との5者共催により、中小企業における労働者の健康確保についての講演やパネルディスカッションを内容とした「働く人たちの健康づくりセミナー」を開催しているもの

4 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(1) 一般労働条件の確保・改善対策

総じて各局とも、一般労働条件確保・改善対策については、管内の状況等を

分析・検討した上で、一定期間を区切り、当該期間において取り組むべき重点対象を選定し、各年度の行政手法等を明確にした中期計画を策定した上で、計画的かつ効率的に推進しようと努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 社会福祉施設における労働条件確保・改善対策に関し、県福祉保健部との間で定期的な協議会を開催するなど相互連携体制の整備について申合せを行うとともに、訪問介護事業場に対して実施した自主点検について、県の巡回指導の際における自主点検への協力の呼びかけを要請するなどした結果、ほぼ全数の事業場から回答を得て、その結果を取りまとめ、改善が必要な問題点等を整理した指導用の資料を作成するなど、効果的な対策を推進しているもの

イ 署において、コンビニエンスストアで働く高校生の賃金不払事件があったことから、夏休みを前に、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の地域統括機関等に対し、労働基準関係法令の遵守を傘下の店舗に対し指導するよう要請するとともに、管内の高等学校に対しても労働基準関係法令の周知文書を送付し、アルバイトで働く高校生の労働条件の確保に努めているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、中期計画における重点対象について、その選定理由が明確でないものや対象とすべき事業場数が明確でないものがみられるほか、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア [redacted] 一般労働条件確保・改善対策を中期的見通しを持って進める計画となっていないもの

イ 署においては独自に重点対象を選定しているものの、局が管内状況全体を俯瞰した上で、局全体として取組を行うこととする重点対象を全く定めていないもの

ウ [redacted]

エ 10 項目以上ある局選定の重点対象のすべてを各署における重点対象としたため、重点対象ごとに少数の事業場を監督指導するという計画となっているもの

オ [redacted]

カ 前次計画において取り組んでいた重点対象について、その行政実績の把握、評価等を的確に行わないまま、今次計画の重点対象を選定しているもの

キ

ク

ケ

(2) 労働時間管理の適正化の徹底

総じて各局とも、労働時間管理の適正化については、賃金不払残業総合対策要綱等に基づき総合的な対策を推進しており、11月の「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」を中心として、労使の主体的な取組を促進する

5 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

総じて各局とも、賃金不払となっている労働者の速やかな救済を図る観点から、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営に努めている状況がみられる。

6 最低賃金制度の適正な運営

(1) 最低賃金の周知等

各局とも、地方最低賃金審議会の運営に当たっては、中央最低賃金審議会において例年に比べ大幅な引上げとなる目安が示されたことに加え、「成長力底

上げ戦略（基本構想）」における「中小企業底上げ戦略」の一環として「最低賃金の引上げに向けた取組」が盛り込まれた趣旨を踏まえ、改定に向けて円滑な審議が行われるよう努めている状況がみられる。

また、最低賃金の周知・広報については、市町村広報紙・誌への掲載に加え、費用対効果を考慮しつつ、多くのメディアを活用した各種手法による効果的な取組を行っている状況がみられ、中には、地元新聞の求人欄に月数回の割合で最低賃金の周知広告が無料で掲載されているもののほか、次のような創意工夫を凝らした取組を行っているものがみられる。

ア 最低賃金の周知用ポスターについて、県内のデザイン専門学校に依頼してデザインを学生から募集し、応募作品の中からこれを選考することによって、県民へのアピール性の高い効果的な周知を行っているもの

イ 郵便局においてはA3規格のポスターしか掲示されないことから、特別に同規格の周知用ポスターを作成し、管内約1,500箇所の郵便局にポスターが掲示されているもの

ウ 県労働企画課長に働きかけ、県関係者しか出演できない県民向け広報用ラジオ番組において同課長による最低賃金の周知が行われているもの

しかしながら、一部の局においては、市町村広報紙・誌への掲載率が前年度に比べ半減しているにもかかわらず積極的な働きかけを行っていないものや掲載依頼を行うだけでその掲載状況を把握していないものなど、適切な取組が行われていないものがみられる。

(2) 最低賃金の履行確保のための監督指導

総じて各局とも、最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導について、的確な監督対象事業場の選定を行い、効果的な監督指導に努めている状況がみられ

しかしながら、一部の局においては、

最低賃金法第5条違反の指摘が低調となっているにもかかわらず、署における過去の監督結果から対象業種、事業場等に係る情報について十分な分析を行っていないものがみられる。

7 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

(1) 技能実習生

管内に多くの技能実習生が就労している局においては、技能実習生の法定労働条件の履行確保を重点として監督指導や集団指導・自主点検に積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、関係通達、技能実習制度の概要、監督指導の際のポイント等を一冊に取りまとめた手引を作成しているものがみられる。

(2) 自動車運転者

総じて各局とも、自動車運転者については、労働基準法や自動車運転者の改善基準告示の遵守を中心とした労働条件の確保・改善に努めており、また多くの局においては、荷主対策として、地方運輸局と連名で管内の荷主団体に対する文書要請を行っている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア

イ

8 労働時間等の設定の改善の促進

総じて各局とも、労働時間等設定改善法について、局が署から時間外労働協定届の写しの送付を受け、労働時間設定改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を活用した自主点検を行うなど、円滑な施行に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 個別訪問による助言・指導の希望の有無について、自主点検表の確認欄に、独自に「電話等で話を聞いてみて良ければ考える」旨の選択肢を付加し、これを選択した事業場に対しては、コンサルタントが速やかに電話連絡を行い、円滑な個別指導の実施につなげているもの

イ 仕事と生活の調和推進会議において策定した推進プログラムにおいて、極めて低い管内の年次有給休暇の取得率を向上させるため、地域で代表的なイベントが開催される月に「JUNE FEST 休暇」と銘打った休暇の取得を促進することとし、マスコミ、地方公共団体等の協賛を得て、その周知に努めるとともに、

年次有給休暇の取得率 100%の地場企業をモデル事例とした啓発用ビデオを作製するなどにより推進プログラムの普及に積極的に取り組んでいるもの

しかしながら、少なからぬ局においては、コンサルタントを活用した自主点検が過重労働対策の一環として位置付けられ、時間外労働の削減や健康管理を主眼に据えたものとなっており、労働時間等設定改善委員会の設置等を中心としたものとなっていないもの

など、労働時間等に関する事項について労使による自主的な改善を促進するという同法の趣旨を踏まえた適切な対策が推進されていないものがみられる。

第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

1 年間監督指導計画の策定状況

総じて各局とも、年間監督指導計画（以下「監督指導計画」という。）の策定に当たっては、各署に対し事前に計画案の提出を求め、安全衛生主務課との協議を行った上で指導調整を行っている状況がみられ、中には、

がみられる。

しかしながら、一部の局においては、監督指導計画の策定に当たり、次のような問題点がみられる。

ア 局全体で建設業における労働災害が増加しているため、各署の監督指導業務量を一律に大幅に増加させるよう指示しているが、建設業の災害が減少している署もあるなど、署ごとの災害動向、行政課題等を十分勘案した指示となっていないため、一部の署においては、等の優先すべき対策への必要な業務量の確保が困難となっているもの

イ

ウ 調整会議において、①重点対象に該当する事業場数や監督の選定基準該当事業場数を確認していないもの、

③賃金不払残業の重点対象として特定の業種を選定している計画案について、その具体的な選定理由を確認することなく了としているものなど、実効ある指導調整が行われていないもの

エ 情報監督について、不確定要素があるとの理由で、過去の実績を踏まえることなく、監督指導計画には件数・業務量をほとんど計上しないこととしたため、実際には多数の情報監督を実施することとなり、計画と実績が大幅に乖離した結果となっているもの

オ 司法処理について、過去の実績を踏まえることなく、具体的な見込みもないまま、複雑な事案の処理を想定して、過去の実績よりも大幅に上積みした1件当りの業務量を計上しているもの

2 年間安全衛生業務計画の策定状況

総じて各局とも、安全衛生業務については、管内状況を踏まえ、安全衛生業務運営要領に基づき年間安全衛生業務計画（以下「安全衛生計画」という。）を策定し、計画的に推進しようと努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、依然として局安全衛生主務課が実施する安全衛生計画が策定されていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア 個別指導や集団指導について、各署における計画の具体的な対象や件数を把握しないまま指導調整を行っているもの

イ 労働災害発生事業場に対する個別指導について、不確定要素があるとの理由で、過去の実績を踏まえることなく、安全衛生計画には件数・業務量を全く計上しないこととしたため、実際には労働災害発生事業場に対する相当数の個別指導を実施することとなり、計画と実績が大幅に乖離した結果となっているもの

3 監督指導計画と安全衛生計画の調整

総じて各局とも、監督指導計画と安全衛生計画の策定に当たっては、監督課と安全衛生主務課が連携の上、調整会議において、両計画を実効あるものとするよう指導調整に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、計画策定に当たり、兩部署による事前の調整が行われていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア

- イ 労働災害を発生させた事業場に対して、署の監督担当部署と安全衛生担当部署が協議を行うことなく、それぞれ独自に指導計画を策定しているもの

第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

1 申告・相談事案への対応

総じて各局とも、申告・相談件数が引き続き高水準で推移する中で、申告・相談者の置かれている状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に努めるとともに、申告事案の急増した署において、未完結事案が増加したことを受け、個別検討会を開催し、署幹部が今後の処理方針を示すなど組織的な取組を行っている状況や、企業倒産・事業場閉鎖等の事案について、情報入手後、破産管財人に早期に接触した上で賃金支払について働きかけを行うなど迅速かつ的確に対応している状況がみられ、中には、食料品製造業における偽装表示が問題とされた企業の経営者に対し労働者ごとの賃金、解雇予告手当及び退職金の支払状況が一覧できる報告様式を示し、この報告により支払状況を確認しながら指導を行い、賃金不払等の労働基準法違反の発生を未然に防止しているものがみられる。

2 監督指導業務の実施状況

(1) 監督指導の実施状況

各局とも、監督指導については、監督指導計画に基づく着実な実施に努めている状況がみられ、①署管理者が、年度初めに管内の行政課題と対策に係るポイントを取りまとめ、全職員に配付しているもの、②毎月の署内会議において、署幹部が当月の監督指導計画の重点対象ごとの優先順位、留意点等を説明しているものなど、職員が共通認識を持って監督指導計画を完遂しようとしている状況がみられるほか、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 署における業務の進行管理について、①署長、次長、第一方面主任監督官が各監督官と個別に事案の進捗状況を確認、協議することにより、事案ごとの処理方針を組織的に決定しているもの、②基準情報システムの署内掲示板を活用し、表計算ソフトにより作成した各人の毎月の監督指導の実施計画（以下「月間計画」という。）を管理することによって、当該計画の策定状況や月半ばの進捗状況を的確に確認し、必要な指導を行っているもの

イ



しかしながら、一部の局においては、署管理者が、月間計画に基づいて監督

指導が着実に行われているかその実施状況を月半ばに確認していないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア

イ

ウ 署に寄せられる各種相談について、相談票が署長・次長に回覧されていないため、署幹部による的確な指示が行われていないもの

エ

オ 月間計画について、①各監督官に割り当てられた監督対象事業場の一部が担当者の計画に計上されていないもの、②複数の監督官により実施する監督指導が各監督官によって異なった日に計画されているもの、③署の月別の監督指導計画において定められている1件当たりの業務量と異なる業務量を計画に計上しているものなどがみられるにもかかわらず、署管理者がこれを把握していないもの

(2) 司法処理の取組状況

各局とも、重大・悪質な法違反に対して厳正な司法処理に取り組んでいる状況がみられ、また、司法研修については、担当検事による捜査上の問題点の解説、都道府県警察本部担当官による強制捜査の実施上の留意点の説明、管区警察学校委託研修の研修修了者による捜査技術についての伝達研修の実施等、研修内容の充実を図りつつ、捜査技術の習得と能力の向上に努めるとともに、地方検察庁に対する働きかけを継続的に行うことによって起訴率の向上に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア

イ

ウ 告訴・告発が多い管内事情を踏まえ、地方検察庁の協力を得て、告訴・告発事件の処理に係る研修を効果的に実施しているもの

しかしながら、一部の局においては、①経験の浅い監督官に対する司法研修が計画的に実施されていないもの、②

③平成 18 年における局全体の 1 件当たりの平均処理期間が 1 年以上と著しく長期化しているものなどの問題点がみられる。

3 安全衛生業務の実施状況

総じて各局とも、局版の安全衛生業務運営要領及び安全衛生計画に基づき、安全衛生業務の効率的な運営に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 局において、基準情報システムに登録されている情報から、衛生管理者又は産業医が相当高齢になっている場合や多数の事業場を兼務することとなっている場合など、その実質的な職務の遂行が懸念される事業場を抽出しリスト化した上で、これを署に情報提供し、各種の指導を通じて、事業場における衛生管理体制の確立を図っているもの

イ 無資格者が特定自主検査を実施した事案について、検査業者を業務停止処分にするとともに、同検査に係る帳簿への虚偽記載を行った者を司法処分に付したほか、これを契機に、管内の全ての検査業者に対し、検査業務の自主点検を実施するなどの積極的な取組を行っているもの

ウ 建設工事の計画届に係る工事着手差止命令や工事計画変更の勧告等を積極的に行い、それらの事例を建設工事発注機関連絡会議において活用し、発注機関に対する効果的な指導を行っているもの

エ ①来庁者の目に触れやすいよう、署庁舎の廊下の壁に過去の労働災害事例の写真等を掲示しているもの、②建設業に係る個別指導等の際に把握・収集した建設現場での創意工夫事例を取りまとめた事例集を署庁舎の玄関に備え付け、来庁した建設業者等の閲覧に供しているものなど、積極的な啓発を行っているもの

しかしながら、一部の局においては、個別指導において、安全衛生指導書により改善報告を求めるべき事案が認められたにもかかわらず、いまだ口頭指導にとどめている状況や衛生管理者、産業医等の選任状況の把握・分析を行っておらず、未選任事業場に対する選任率向上に向けた効果的な対策を講じていない状況がみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア 安全・衛生管理特別指導事業場に対する指導及び粉じん障害防止総合対策に基づく指導について、専ら監督指導のみで対応し、安全衛生関係の専門的・技

術的な指導が必要であるにもかかわらず個別指導を行っていないもの

イ 地方労働基準監察と安全衛生業務指導について、監督担当部署と安全衛生担当部署との連携・役割分担が図られていないため、安全衛生業務指導での指導事項が、安全衛生関係の専門的・技術的な業務に係る指導を中心としたものとなっていないもの

ウ 登録製造時等検査機関等に対する監査指導について、①本省で定めた実施頻度を下回っているもの、②無資格者が特定自主検査を実施している検査業者に対し、厳正な対応を行っていないものなど、不適切な運用となっているもの

エ 地域産業保健センターについて、過重労働に関する相談件数が0件であるなど著しく利用率が低調となっているものや運営協議会が開催されていないもの又は年度末に開催されているものなどが認められるにもかかわらず、特段の指導を行っていないもの

第5 その他

1 事務の簡素・合理化等への取組状況

各局とも、厳しい定員事情下において行政事務の簡素・合理化等に積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 申告事案の処理について、データベースソフトを活用したシステム化により、①受理時に申告処理台帳が自動的に作成され、②未完結事案の一覧が随時確認でき、③必要な情報を入力することにより定期報告が自動的に集計できるなど、事務・簡素化を図っているもの

イ ①署の窓口において、建築関係の計画届に対する文書指導を迅速・的確に実施するため、データベース化した指導文例を基に簡単な操作で指導文書が作成できるよう独自のシステム化を行ったもの、②ケーブルクレーンの設置報告の内容の確認を迅速・適切に行うため、検算ソフトを作成しているものなど、効率的な事務処理に努めているもの

ウ 署から局に対する、過去30年以上の安全衛生に係る質問・回答事項を検索しやすいように電子データとして取りまとめ、これを署に配布しているもの

エ 断続的労働に従事する者に対する適用除外許可処分の取消訴訟が提起されたことを契機として、許認可・認定に係る申請受理後の処理方法や不許可の例、取消手続などを分かりやすく取りまとめた事務取扱手引を作成し、適切な事務処理に努めているもの

2 地方労働基準監察制度の運営状況

総じて各局とも、地方労働基準監察については、管内の実情を考慮した監察項目を設定し、実施前には労働局長から直接指示を受け、適切に実施するとともに、

的確な改善の指示を行い、また、署長からの改善報告も指摘事項に対し真摯に取り組んだものとなっているものなど、効果的・効率的に実施するよう努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、行政運営上の重要な指摘事項の多くを口頭指導としていることから、これらに対する是正等の確認が翌年度の監察実施時まで行われていないものなどの問題点がみられる。